

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書(続)

被相続人

第3表(続)・第8表2(続)(修正申告用)(平成30年分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額(第3表(続))

財産を取得した人の氏名								
区分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人(第12表㊵)	㊱	円	円	円	円	円
		その他の人(第1表㊰+第1表㊱)	㊲					
	債務及び葬式費用の金額(第1表㊳)		㊳					
	純資産価額(㊱-㊳)又は(㊲-㊳)(赤字のときは0)		㊴					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表㊶)		㊵					
	課税価格(㊴+㊵)(1,000円未満切捨て)		㊶	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額(第2表㊿)		㊷					
	あん分割合(各人の㊶/A)		㊸					
	算出税額(㊷×各人の㊸)		㊹	円	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額		㊺				
		農業投資価格超過額(第12表㊾)		㊻	円	円	円	円
		各人へのあん分額(㊺×各人の㊸÷㊶)		㊼				
各人の算出税額(㊹+㊼)		㊽						

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の㊽欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額㊿」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2(続))(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名								
区分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の㊽の金額)			㊱	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1㊿×上の表の各農業相続人の㊽の金額)			㊲					
納税猶予税額の計算上の税額控除の額			㊳					
税額控除額の計(第1表の各農業相続人の(㊽+㊾)の金額)			㊴					
上の表の㊱の各農業相続人の算出税額			㊵					
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1㊿×上の表の各農業相続人の㊽の金額)			㊶					
(㊴-(㊵+㊶))の金額(赤字のときは0)			㊷					
農地等納税猶予税額(㊱+㊲-㊷)(100円未満切捨て、赤字のときは0)			㊸	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の㊸欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㊹」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予及び免除、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除若しくは医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける場合は、修正申告書第8の5表の㊺欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㊹」欄に転記します。
2 ㊸欄の㊹欄に記入する金額は、㊹欄の「㊱+㊲-㊷」の金額が㊸欄の㊹欄の金額を超える場合には、㊸欄の㊹欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り、)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、㊸欄の㊹欄の金額は、㊸欄の㊹欄の金額を超えることができます。